

平成 2 3 年 度

生 駒 市 水 道 事 業 会 計 予 算 書

奈 良 県 生 駒 市

平成23年度生駒市水道事業会計予算

議案第9号

平成23年度生駒市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度生駒市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|--------------|--------------------------|
| (1) 給水戸数 | 46,900戸 |
| (2) 年間総配水量 | 12,800,000m ³ |
| (3) 一日平均配水量 | 34,973m ³ |
| (4) 一日最大配水量 | 43,000m ³ |
| (5) 主要な建設改良事 | |

ア 新設改良事業

水道料金システム等再構築業務
送・配水施設整備改良工事
配水池耐震補強工事実施設計業務
小水力発電検討業務
老朽水道管更新事業

イ 配水施設整備事業

国道改良工事等に伴う配水管移設工事

ウ 固定資産購入

器具備品購入
水道メーター等購入

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

(単位 千円)

第 1 款 事業収益	2, 7 7 8, 8 9 2
第1項 営業収益	2, 6 6 4, 4 1 5
第2項 営業外収益	1 1 3, 9 7 7
第3項 特別利益	5 0 0

支 出

(単位 千円)

第 1 款 事業費用	2, 7 7 8, 8 9 2
第1項 営業費用	2, 7 0 2, 9 7 3
第2項 営業外費用	3 1, 9 1 9
第3項 特別損失	4, 0 0 0
第4項 予備費	4 0, 0 0 0

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 688, 060千円は、過年度分損益勘定留保資金 648, 060千円及び繰越利益剰余金処分数額40, 000千円で補てんするものとする。)

収 入

(単位 千円)

第 1 款 資本的収入	1 2 3, 4 6 9
第1項 寄附金	3, 0 0 0
第2項 納付金	8 6, 1 0 5
第3項 負担金	1, 2 6 3
第4項 分担金	3 3, 1 0 1

支 出

(単位 千円)

第 1 款 資本的支出	8 1 1, 5 2 9
第1項 建設改良費	7 3 4, 1 1 5
第2項 企業債償還金	1 6, 4 1 4
第3項 納 付 金	4 0, 0 0 0
第4項 還 付 金	1, 0 0 0
第5項 予 備 費	2 0, 0 0 0

(一時借入金)

第 5 条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 6 条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 収益的支出における各項間の流用

(2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 7 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 363, 128千円

(利益剰余金の処分)

第 8 条 繰越利益剰余金のうち40, 000千円は、次のとおり処分するものと定める

(1) 一般会計納付金

(たな卸資産購入限度額)

第 9 条 たな卸資産の購入限度額は、10, 000 千円と定める。

平成23年3月7日提出

生駒市長 山下 真